

都市計画報告 応募規程

1. 適用

本規程は日本都市計画学会における都市計画報告の応募に適用する。

2. 内容

都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、制度、事業等についての「研究速報」、「事例報告」、「調査報告」、「論説・評論」のいずれかのカテゴリーに該当し、かつ新規性、速報性が認められるものを募集する。

3. 既発表であっても投稿できる範囲

- 1) 著者（共同著者を含む）が本会以外で既に発表した報告は、その旨を原稿中に明示することによって投稿できる。ただし、著者が著作権を有する等、応募に際して支障のないものに限る。
- 2) 著者が本会で都市計画報告集以外に既に発表した報告は、そのままでは投稿できない。ただし、既発表報告で割愛した詳細な情報を掲載したもの、内容をより分りやすく解説したもの、内容をさらに深化させたもの等、既発表報告を補う報告はその旨を原稿中に明示することによって投稿できる。
- 3) なお、報告を投稿後、本会の審査付論文へ再投稿することは妨げない。

4. 重複応募の禁止

同一の報告を他学会等の梗概などに同時に投稿することすなわち重複応募は認められない。

5. 応募資格

投稿時に、著者のうち1名以上が本会個人会員、あるいは本会賛助会員団体の社員・職員となっているもの。

6. 原稿

- 1) 原稿の執筆：「都市計画報告執筆要領」の定めるところによる。
- 2) 頁数：A4版4頁を標準とし、最大8頁までとする。3頁以下のものは受付けない。
- 3) 言語：本文の言語は和文、英文のいずれかとし、統一すること。タイトル、著者名および所属、キーワードは和文、英文両方での表記とする。アブストラクトは本文が和文の場合は英文で、本文が英文の場合は和文でそれぞれ記述すること。

7. 原稿の提出等

「都市計画報告応募要領」の定めるところによる。

8. 採否

- 1) 採否は、学術委員会が審査（以下、形式審査という）を行い、著者に通知する（英文論文の場合でも通知書は日本語で記述する）。審査は、商業広告を目的とするもの、個人の誹謗中傷にあたるもの、社会倫理に反するもの、執筆要領を大幅に逸脱しているもの等の排除を目的とし、内容については原則的に審査を行わないが、必要に応じて修正を要求する場合がある。

- 2) 形式審査により学術委員会が修正要求・修正希望を行った場合には、著者は指摘された事項に適切に対応すること。

- 3) 形式審査により、修正を指摘された原稿については、通知日より2ヶ月以内に改訂原稿が提出されない場合、審査を終了する。

9. 附則

本規程は2014年3月1日より実施する。

問合せ先：

〒102-0082

東京都千代田区一番町10 一番町ウエストビル6階

日本都市計画学会 学術委員会

Tel. 03-3261-5407 Fax: 03-3261-1874

2002.09 決定
2006.03 改定
2009.03 〃
2011.03 〃
2012.03 〃
2014.03 〃